経済産業省 資源エネルギー庁「電気・ガス料金負担軽減支援事業」による
電気料金の値引きについて

シグニでんきの電力供給元である小売電気事業者（株式会社エネット）及び当社は、経済産業省 資源エネルギー庁の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」（以下、本事業）による電気料金の値引きを、以下のとおり実施いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、本件に関して、お客さまご自身でのお手続きや当社へのお申込みは必要ありません。

1. 本事業について

本事業は、国から小売事業者等への値引き原資の補助により、電気・都市ガスの使用量に応じた料金の値引きを行い、家庭・企業などを直接的に支援するものです。

2. 対象

シグニでんき（低圧）のご契約者様

3. 適用期間

2026 年 2 月分（2026 年 2 月燃料費等調整単価適用分）から 2026 年 4 月分（2026 年 4 月燃料費等調整単価適用分）まで

4. 値引き方法

毎月のご使用量に応じて、燃料費等調整額にて値引き額を反映

5. 燃料費等調整単価

（１） 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、電気供給約款附則 3（燃料費調整）(1)ロによって算定された値といたします。

（２） 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、電力供給約款附則 6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロによって算定された値といたします。

（３）燃料費等調整単価

・燃料費等調整単価　＝　燃料費調整単価　＋　離島ユニバーサルサービス調整単価※1　　－　特別措置単価

※1　（対象エリア）北海道、東北、中国、九州、沖縄

・特別措置単価

電圧	適用期間	特別措置単価（10%税込）
低圧	2026 年 2 月分、2026 年 3 月分	4.50 円/kWh
	2026 年 4 月分	1.50 円/kWh

6. 料金

2（適用期間）における、電気供給約款に定める電力量料金は、電気供給約款に定める燃料費等調整額によらず、その 1 月の使用電力量に 4（燃料費等調整単価）に定める燃料費等調整単価（3）によって算定される燃料費等調整額を加えるものといたします。

ただし、最低料金の定めがある場合の燃料費等調整額については、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費等調整単価とします。

7. 適用期間の燃料費等調整単価

適用期間における燃料費等調整単価は、小売電気事業者（株式会社エネット）のホームページ（https://www.ennet.co.jp/price/）にてご確認いただけます。

8. 問合せ窓口

［シグニ株式会社］

電話番号：0120-343-155

受付時間：月～金曜日 9:00～18:00 / 土曜日・祝日 9:00～17:00 / 日曜日 9:00～15:30

［株式会社エネット］

電話番号：0120-2233-79 （ガイダンス 1：ご契約のお客様）

受付時間：平日 9:00～17:00（土曜・日曜・年末年始を除く）

［電気・ガス料金負担軽減支援事業（経済産業省 資源エネルギー庁ホームページ)］

URL： https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/

［電気・ガス料金負担軽減支援事業 事務局 需要家向け窓口］

電話番号：0120-013-305

受付時間：平日 9:00～17:00